

○南丹市健康幸づくり推進協議会条例

平成 26 年 3 月 28 日
条例第 12 号

(設置)

第 1 条 住民に密着した健康づくり対策を積極的に推進することにより、住民の健康と福祉の増進に寄与するため、南丹市健康づくり推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

コメント [1]: 住み続けることで健康で幸せになれるまち、「健幸都市南丹」を目指すと共に、今後、更なる健幸都市の実現に向けて、

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、住民の健康づくりのため総合的な方策を研究協議し、地域の実情に応じた対策に関し市長に助言し、その推進を図る。

コメント [2]: と幸せなまちづくり

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 ~~15~~ 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

~~(1) 市議会議員~~

~~(2) (1)~~ 学識経験者

~~(3) (2)~~ 関係行政機関職員

~~(4) (3)~~ 健康推進に関係する住民組織等代表者

~~(5) (4)~~ 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定は、委員の再任を妨げるものではない。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長 1 人及び副会長 1 人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会は、会長がこれを招集し、会議の議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、福祉事務所において処理する。

(その他)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 12 月 25 日条例第 34 号)

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。